給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１０１８６号
東京都葛飾区東新小岩４―25―19―101
再生債務者　反田　俊一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年３月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１９号
北九州市八幡西区上の原４丁目28番13号
再生債務者　小塚　雄児
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月６日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再ロ）第１号
宮城県気仙沼市西中才192番地９
再生債務者　三浦　　弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月７日
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（再ロ）第２号
千葉県南房総市本織2098番地１
再生債務者　滝川　　進
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月７日
千葉地方裁判所館山支部破産再生係

平成２２年（再ロ）第１号
島根県松江市上乃木８丁目９番７号
再生債務者　平井　鈴子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月６日　　松江地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第１５号
青森県弘前市大字宮園５丁目13番地４
再生債務者　山内　麻衣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月６日　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（再ロ）第４号
秋田県能代市二ツ井町仁鮒字大川反139番地
再生債務者　堀内　　新
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月６日　秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（再ロ）第３３号
横浜市鶴見区上末吉２丁目５番６号
再生債務者　原田　次雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月６日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第５号
鹿児島県肝属郡肝付町後田2529番地４
再生債務者　入佐　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月７日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成２１年（再ロ）第２２号
沖縄県那覇市天久１丁目８番７号　〃ログロッサ501
再生債務者　山田みさよ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年４月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月６日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（再ロ）第３２号
青森市岡造道２丁目12番16号
再生債務者　山本　　健
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月７日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１号
北九州市門司区原町別院11番31号
再生債務者　高本　幸弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２１年（再ロ）第１０２０３号
東京都八王子市小比企町1771
再生債務者　田野倉陽子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成22年５月６日
東京地方裁判所民事第20部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併をすることにいたしました。
なお、甲の最終貸借対照表は、平成二十一年六月二十六日付官報（号外第一三六号）二一四頁に、乙は同年六月二十二日付官報（号外第一三〇号）一八四頁に、丙は同年七月二十四日付官報（号外第一五五号）一三四頁に開示しています。
平成二十二年五月十七日
東京都千代田区外神田四丁目一四番一号
（甲）新日鉄マテリアルズ株式会社
代表取締役　石山　照明
兵庫県姫路市広畑区富士町一番地
（乙）株式会社マイクロン
代表取締役　宮田　浩二
東京都中央区日本橋小舟町三番八号
（丙）日鉄コンポジット株式会社
代表取締役　平澤　　渉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併をすることにいたしました。
なお、甲の最終貸借対照表は、平成二十一年六月二十六日付官報（号外第一三六号）二一四頁に、乙は同年六月二十二日付官報（号外第一三〇号）一八四頁に、丙は同年七月二十四日付官報（号外第一五五号）一三四頁に開示しています。
平成二十二年五月十七日
東京都千代田区外神田四丁目一四番一号
（甲）新日鉄マテリアルズ株式会社
代表取締役　石山　照明
兵庫県姫路市広畑区富士町一番地
（乙）株式会社マイクロン
代表取締役　宮田　浩二
東京都中央区日本橋小舟町三番八号
（丙）日鉄コンポジット株式会社
代表取締役　平澤　　渉
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併をすることにいたしました。
なお、甲の最終貸借対照表は、平成二十一年六月二十六日付官報（号外第一三六号）二一四頁に、乙は同年六月二十二日付官報（号外第一三〇号）一八四頁に、丙は同年七月二十四日付官報（号外第一五五号）一三四頁に開示しています。
平成二十二年五月十七日
東京都千代田区外神田四丁目一四番一号
（甲）新日鉄マテリアルズ株式会社
代表取締役　石山　照明
兵庫県姫路市広畑区富士町一番地
（乙）株式会社マイクロン
代表取締役　宮田　浩二
東京都中央区日本橋小舟町三番八号
（丙）日鉄コンポジット株式会社
代表取締役　平澤　　渉

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙に対して甲の自動車機器事業部が所管する製造・販売業務その他これに関連する全ての業務にかかる事業に関する権利義務を承継させ、乙はそれを承継することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年七月一日であり、乙の株主総会の承認決議は平成二十二年六月一日を予定していますが、甲は会社法第七八四条第三項に基づき同法第七八三条第一項の株主総会の承認決議を経ずにこの会社分割を決定しています。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十四日
掲載頁　二〇四頁（号外第一三三号）
平成二十二年五月十七日
東京都品川区大崎一丁目一一番一号
（甲）三井金属鉱業株式会社
代表取締役　仙田　貞雄
横浜市磯子区丸山一丁目一四番七号
（乙）株式会社大井製作所
代表取締役　坂井　治文
左記会社は吸収分割して甲は乙に対して甲の自動車機器事業部が所管する製造・販売業務その他これに関連する全ての業務にかかる事業に関する権利義務を承継させ、乙はそれを承継することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年七月一日であり、乙の株主総会の承認決議は平成二十二年六月一日を予定していますが、甲は会社法第七八四条第三項に基づき同法第七八三条第一項の株主総会の承認決議を経ずにこの会社分割を決定しています。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十四日
掲載頁　二〇四頁（号外第一三三号）
平成二十二年五月十七日
東京都品川区大崎一丁目一一番一号
（甲）三井金属鉱業株式会社
代表取締役　仙田　貞雄
横浜市磯子区丸山一丁目一四番七号
（乙）株式会社大井製作所
代表取締役　坂井　治文

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙に対して甲の自動車機器事業部が所管する製造・販売業務その他これに関連する全ての業務にかかる事業に関する権利義務を承継させ、乙はそれを承継することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年七月一日であり、乙の株主総会の承認決議は平成二十二年六月一日を予定していますが、甲は会社法第七八四条第三項に基づき同法第七八三条第一項の株主総会の承認決議を経ずにこの会社分割を決定しています。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月二十八日
掲載頁　一一五頁（号外第一五八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月二十二日
掲載頁　一一〇頁（号外第一五三号）
平成二十二年五月十七日
東京都足立区加平三丁目二番一七号
（甲）株式会社サンエス
代表取締役　島田　美幸
北海道札幌市北三七条東二七丁目二番八号
（乙）株式会社サンエス
代表取締役　松田　正幸